

中小企業のみなさまへ

ベンリー500のご案内

限度額の範囲内でいつでもお手軽に事業資金を調達することが出来るので、手元流動性を高めることが出来ます。

ご利用いただける方は次のすべての要件を満たす中小企業者で、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先であり、償還能力があると認められる方となります。

- ①同一事業の業歴が2年以上ある。
- ②最近2年間のいずれかの決算において利益（法人は経常利益、個人は所得金額）計上している。但し、直前決算が欠損の場合、法人は債務超過でないこと、個人は店舗・住宅・工場のいずれかの自己所有不動産を有していることが必要となります。
- ③申込金融機関との預金取引が6カ月以上ある。

制度概要

保証限度額	500万円 但し、平均月商の3カ月以内および保証債務残高3,000万円以内																				
保証期間	1年間もしくは2年間（但し、更新可能）																				
資金使途	運転資金																				
返済方法	約定弁済または随時弁済																				
貸付金利	金融機関所定利率																				
信用保証料率	保証料率は財務その他経営に関する情報をもとに、リスク計測モデル（CRDモデル）により算定し、下表の区分により定めます。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>料率</td><td>1.62</td><td>1.49</td><td>1.32</td><td>1.15</td><td>0.98</td><td>0.85</td><td>0.68</td><td>0.51</td><td>0.39</td></tr></tbody></table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39												
担保	原則不要																				
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要																				
申込方法	金融機関経由																				

※1 貸借対照表を作成していない中小企業者の方は0.98%の保証料率が適用されます。

※2 審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先

詳しくは、山梨県信用保証協会までお気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120(970)260



山梨県信用保証協会

<https://cgc-yamanashi.or.jp>

